

那覇市公報

第 1 7 5 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例（人事課）	1254
○那覇市銘苅駐車場条例（商工農水課）	1272
○那覇市市制 100 周年記念事業基金条例（企画調整課）	1277
○那覇市森林環境譲与税基金条例（商工農水課）	1279
○会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例（人事課）	1281
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1289
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（企画調整課）	1292
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（廃棄物対策課）	1294
○那覇市水道給水条例の一部を改正する条例（上下水道局料金サービス課）	1296
○那覇市共同利用施設条例の一部を改正する条例（まちづくり協働推進課）	1298
○那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例（商工農水課）	1299
○那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例（企画調整課）	1301
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課・建築指導課）	1302

◇規 則◇

○那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則（企画調整課）	1306
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 （廃棄物対策課）	1308
○那覇市伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則（商工農水課）	1310
○那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則（企画調整課）	1312

◇ 告 示 ◇

○令和元年度那覇市一般会計補正予算(第5号)（財政課）	1314
○令和元年度那覇市一般会計補正予算(第6号)（財政課）	1318
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	1320
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）	1321

◇ 公 告 ◇

○令和元年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数 （人事課）	1323
○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）	1327
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）	1344
○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課）	1346

◇ 上下水道局規程 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	1347
○那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程	1357

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	1359
-----------------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 1360

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について…………… 1360

条 例

那覇市条例第20号

令和元年9月30日

公 布 済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第5項並びに第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム職員 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいう。
- (2) パートタイム職員 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。
- (3) 常勤職員等 那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号。以下「給与条例」という。）第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年那覇市条例第3号）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員をいう。
- (4) 給料 給与条例第7条の給料をいう。
- (5) 各種手当 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいう。
- (6) 基本報酬 給料に相当する報酬をいう。
- (7) 手当相当報酬 常勤職員等に支給される初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。

（給与）

第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム職員にあつては給料及び各種手当、パートタイム職員にあつては報酬（基本報酬及び手当相当報酬をいう。以下同じ。）及び期末手当とする。

2 給与は、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（給与からの控除）

第4条 給与条例第6条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム職員の給料表）

第5条 フルタイム職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表(別表第1)

(2) 医療職給料表(別表第2)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

（フルタイム職員の職務の級）

第6条 フルタイム職員の職務は、その職種ごとに、その職務と類似する職務に従事する常勤職員等の属する職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める。

2 フルタイム職員の職務の級は、前項に規定する基準に従い決定する。

（フルタイム職員の号給）

第7条 フルタイム職員の号給は、規則で定める基準に従い決定する。

（市長が特に必要と認めるフルタイム職員の給与）

第8条 市長が特に必要と認めるフルタイム職員の給与については、前3条の規定にかかわらず、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、常勤職員等との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める。

（給料の調整額）

第9条 給与条例第11条の規定は、フルタイム職員について準用する。

（フルタイム職員の給与の支給等）

第10条 フルタイム職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員等の例による。

(1) 勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項

- (2) 給与の減額及び端数計算に関する事項
- (3) 給料の計算期間その他給料の支給方法に関する事項
- (4) 各種手当(期末手当を除く。)の支給に関する事項
(フルタイム職員の期末手当)

第11条 給与条例第26条から第26条の3までの規定(第26条第2項及び第4項を除く。)は、規則で定めるフルタイム職員について準用する。

2 フルタイム職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額に、給与条例第26条第1項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 4月以上6月未満 100分の80
- (3) 2月以上4月未満 100分の50
- (4) 2月未満 100分の20

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの同項の基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

(パートタイム職員の報酬)

第12条 基本報酬は日額、時間額又は月額をもって定めるものとし、その額はフルタイム職員の給料の額との権衡を考慮して規則で定める額とする。

2 手当相当報酬の額は、フルタイム職員に支給される各種手当の額との権衡を考慮して規則で定める額とする。

(報酬の支給等)

第13条 日額による報酬は勤務した日数に応じて支給し、時間額による報酬は勤務した時間数に応じて支給し、月額による報酬は在職した月数に応じて支給する。

2 月額による報酬を受けるパートタイム職員が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れたときのその月の報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、死亡によるときは、この限りでない。

3 パートタイム職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しな

い時間につき規則で定める基準による額を減額した報酬を支給する。

（報酬の支給方法）

第14条 日額による報酬、時間額による報酬及び月額による報酬は、その月分を翌月20日までに支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるときは、その日前において最も近い本市の休日でない日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。

（費用弁償）

第15条 パートタイム職員には、フルタイム職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、費用弁償として通勤に要する費用を支給する。

2 パートタイム職員が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る費用弁償として旅費を支給し、その額及び支給方法は、那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958年那覇市条例第4号）第1条の非常勤職員の例による。

（パートタイム職員の期末手当）

第16条 第11条の規定は、パートタイム職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第3項中「において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における報酬の額で規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

（休職者及び専従休職者の給与）

第17条 法第28条第2項又は那覇市職員の分限に関する条例（昭和47年那覇市条例第38号）の規定により休職にされた会計年度任用職員及び法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた会計年度任用職員には、その休職の期間中いかなる給与及び費用弁償も支給しない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	144, 100	194, 000	230, 000
2	145, 200	195, 800	231, 600
3	146, 400	197, 600	233, 100
4	147, 500	199, 400	234, 700
5	148, 600	200, 900	236, 100
6	149, 700	202, 700	237, 800
7	150, 800	204, 500	239, 300
8	151, 900	206, 300	240, 900
9	153, 000	207, 900	242, 100
10	154, 400	209, 700	243, 600
11	155, 700	211, 500	245, 200
12	157, 000	213, 300	246, 600
13	158, 300	214, 700	248, 100
14	159, 800	216, 500	249, 600
15	161, 300	218, 200	250, 900
16	162, 900	220, 000	252, 300
17	164, 200	221, 700	253, 800
18	165, 700	223, 400	255, 400
19	167, 200	225, 000	257, 100
20	168, 700	226, 600	258, 900
21	170, 100	228, 000	260, 500
22	172, 800	229, 700	262, 300
23	175, 400	231, 300	264, 000
24	178, 000	232, 900	265, 700
25	180, 700	234, 000	267, 600
26	182, 400	235, 500	269, 500
27	184, 000	236, 900	271, 300
28	185, 700	238, 200	273, 100
29	187, 200	239, 500	274, 800
30	188, 900	240, 700	276, 700
31	190, 700	241, 700	278, 600
32	192, 400	242, 900	280, 300
33	194, 000	244, 200	281, 800

34	195, 400	245, 300	283, 700
35	196, 900	246, 500	285, 500
36	198, 400	247, 800	287, 400
37	199, 700	248, 700	289, 000
38	201, 000	250, 100	290, 700
39	202, 200	251, 500	292, 500
40	203, 500	252, 900	294, 300
41	204, 800	254, 300	295, 800
42	206, 100	255, 700	297, 500
43	207, 400	257, 100	299, 000
44	208, 700	258, 400	300, 600
45	209, 800	259, 600	302, 200
46	211, 100	260, 900	303, 900
47	212, 400	262, 300	305, 500
48	213, 700	263, 600	307, 200
49	214, 800	264, 700	308, 100
50	215, 900	265, 800	309, 600
51	216, 900	267, 100	311, 100
52	218, 000	268, 400	312, 700
53	219, 100	269, 400	314, 300
54	220, 100	270, 500	315, 900
55	221, 000	271, 800	317, 500
56	222, 000	273, 100	319, 000
57	222, 400	274, 000	320, 500
58	223, 300	275, 000	321, 700
59	224, 100	275, 900	322, 900
60	224, 900	277, 000	324, 100
61	225, 600	278, 100	324, 800
62	226, 600	279, 100	325, 700
63	227, 400	280, 000	326, 500
64	228, 300	281, 000	327, 300
65	229, 000	281, 500	328, 200
66	229, 800	282, 400	328, 600
67	230, 700	283, 100	329, 300
68	231, 700	284, 000	330, 100
69	232, 400	285, 000	330, 900
70	233, 100	285, 800	331, 600
71	233, 700	286, 600	332, 300
72	234, 500	287, 400	333, 000

73	235, 300	288, 200	333, 500
74	236, 000	288, 700	334, 100
75	236, 700	289, 100	334, 600
76	237, 300	289, 600	335, 200
77	238, 000	289, 800	335, 500
78	238, 800	290, 100	336, 000
79	239, 600	290, 300	336, 400
80	240, 300	290, 700	336, 900
81	240, 800	290, 900	337, 300
82	241, 500	291, 100	337, 800
83	242, 200	291, 500	338, 300
84	242, 900	291, 800	338, 800
85	243, 500	292, 100	339, 100
86	244, 200	292, 400	339, 500
87	244, 900	292, 700	340, 000
88	245, 600	293, 100	340, 400
89	246, 100	293, 400	340, 700
90	246, 600	293, 800	341, 100
91	246, 900	294, 100	341, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000
93	247, 600	294, 700	342, 200
94		294, 900	342, 600
95		295, 200	343, 100
96		295, 600	343, 500
97		295, 800	343, 700
98		296, 100	344, 100
99		296, 500	344, 500
100		296, 900	344, 800
101		297, 100	345, 100
102		297, 400	345, 500
103		297, 800	345, 900
104		298, 100	346, 300
105		298, 300	346, 800
106		298, 600	347, 200
107		299, 000	347, 600
108		299, 300	348, 000
109		299, 500	348, 500
110		299, 900	348, 900
111		300, 300	349, 200

112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	247,900	333,100
2	250,400	336,100
3	252,900	339,000
4	255,400	342,000
5	257,600	344,700
6	261,400	348,000
7	265,200	351,100
8	269,000	354,200
9	272,600	357,000
10	276,600	359,900
11	280,600	363,000
12	284,600	366,200
13	288,400	369,100
14	292,400	372,700
15	296,300	375,900
16	300,200	379,600
17	303,900	383,200

18	307, 500	385, 900
19	311, 000	388, 700
20	314, 600	391, 400
21	318, 200	394, 200
22	321, 900	396, 800
23	325, 400	399, 400
24	328, 900	401, 800
25	332, 400	403, 800
26	335, 200	406, 100
27	337, 800	408, 300
28	340, 400	410, 600
29	343, 200	412, 900
30	345, 300	415, 000
31	347, 500	417, 000
32	349, 900	419, 100
33	352, 100	421, 000
34	354, 500	422, 800
35	356, 700	424, 600
36	359, 200	426, 600
37	361, 400	428, 500
38	363, 800	430, 500
39	366, 200	432, 400
40	368, 400	434, 400
41	370, 700	436, 200
42	372, 100	438, 000
43	373, 600	439, 700
44	375, 000	441, 500
45	376, 200	443, 300
46	377, 600	445, 100
47	379, 100	446, 900
48	380, 600	448, 600
49	381, 700	450, 400
50	382, 700	452, 100
51	383, 700	453, 900
52	384, 500	455, 700
53	385, 400	457, 600
54	386, 300	458, 800
55	387, 000	460, 000
56	387, 900	461, 200

57	388, 600	462, 400
58	389, 500	463, 400
59	390, 300	464, 400
60	391, 100	465, 400
61	391, 600	466, 200
62	392, 100	466, 900
63	392, 500	467, 600
64	393, 000	468, 300
65	393, 300	469, 000
66		469, 700
67		470, 400
68		471, 000
69		471, 300
70		472, 000
71		472, 700
72		473, 400
73		473, 800
74		474, 400
75		475, 100
76		475, 800
77		476, 200
78		476, 800
79		477, 400
80		477, 900
81		478, 500
82		479, 000
83		479, 500
84		480, 000
85		480, 400
86		481, 000
87		481, 400
88		481, 900
89		482, 400
90		483, 000
91		483, 600
92		484, 000
93		484, 500
94		485, 100
95		485, 700

96		486,300
97		486,800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	149,000	186,900	222,100
2	150,400	188,500	223,700
3	151,800	190,100	225,300
4	153,200	191,700	226,900
5	154,400	193,200	228,300
6	156,200	194,700	229,900
7	157,900	196,300	231,400
8	159,600	197,800	233,000
9	161,300	199,400	234,100
10	163,000	201,100	235,600
11	164,700	202,700	237,000
12	166,500	204,400	238,200
13	168,000	205,800	239,800
14	169,900	207,400	241,200
15	171,900	209,000	242,400
16	173,800	210,600	243,800
17	175,700	212,000	244,700
18	177,600	213,600	245,900
19	179,400	215,300	247,100
20	181,300	217,000	248,300
21	183,200	218,300	249,700
22	184,700	219,800	250,700
23	186,200	221,200	251,700
24	187,700	222,700	252,800
25	189,300	224,100	254,000
26	190,600	225,500	255,300
27	192,100	226,800	256,700
28	193,500	228,100	258,200
29	195,000	229,400	259,600
30	196,200	230,800	261,300

31	197, 500	232, 300	263, 000
32	198, 800	233, 700	264, 600
33	200, 200	234, 800	266, 000
34	201, 600	236, 100	267, 800
35	202, 900	237, 100	269, 500
36	204, 300	238, 400	271, 200
37	205, 400	239, 800	272, 700
38	206, 700	241, 100	274, 400
39	208, 000	242, 200	276, 100
40	209, 300	243, 500	277, 700
41	210, 400	244, 800	279, 200
42	211, 600	245, 900	280, 800
43	212, 800	247, 100	282, 500
44	214, 000	248, 200	284, 200
45	215, 200	249, 300	285, 700
46	216, 300	250, 700	287, 400
47	217, 300	252, 200	289, 100
48	218, 400	253, 500	290, 700
49	219, 400	255, 100	291, 900
50	220, 400	256, 500	293, 500
51	221, 300	257, 900	294, 800
52	222, 300	259, 200	296, 400
53	222, 700	260, 300	297, 700
54	223, 600	261, 700	299, 200
55	224, 300	263, 100	300, 600
56	225, 200	264, 400	302, 100
57	225, 900	265, 200	303, 100
58	226, 800	266, 500	304, 300
59	227, 500	267, 800	305, 500
60	228, 300	269, 100	306, 900
61	229, 200	270, 000	308, 200
62	230, 000	271, 200	309, 400
63	230, 900	272, 500	310, 700
64	231, 900	273, 800	311, 900
65	232, 500	274, 600	313, 300
66	233, 300	275, 700	314, 100
67	234, 100	276, 600	314, 900
68	234, 900	277, 700	315, 700
69	235, 600	278, 700	316, 300

70	236, 300	279, 700	317, 000
71	237, 000	280, 800	317, 700
72	237, 600	281, 900	318, 300
73	238, 300	282, 500	319, 000
74	239, 100	283, 200	319, 200
75	239, 900	283, 700	319, 800
76	240, 600	284, 500	320, 400
77	241, 000	285, 300	321, 000
78	241, 600	285, 900	321, 500
79	242, 200	286, 500	322, 000
80	242, 800	287, 100	322, 500
81	243, 100	287, 800	323, 100
82	243, 500	288, 300	323, 600
83	243, 900	288, 700	324, 000
84	244, 200	289, 100	324, 500
85	244, 500	289, 300	325, 000
86		289, 500	325, 400
87		289, 700	325, 600
88		289, 900	326, 000
89		290, 300	326, 400
90		290, 500	326, 800
91		290, 700	327, 200
92		290, 900	327, 600
93		291, 300	327, 900
94		291, 500	328, 100
95		291, 700	328, 500
96		292, 000	328, 800
97		292, 400	329, 000
98		292, 700	329, 300
99		292, 900	329, 600
100		293, 200	329, 900
101		293, 500	330, 100
102		293, 700	330, 400
103		293, 900	330, 800
104		294, 200	331, 000
105		294, 500	331, 200
106			331, 400
107			331, 800
108			332, 000

109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	163,000	190,500	238,500
2	164,400	192,600	240,300
3	165,900	194,700	242,100
4	167,300	196,700	243,900
5	168,800	198,800	245,300
6	170,300	201,100	246,600
7	171,800	203,400	247,700
8	173,300	205,700	249,000
9	174,600	208,100	250,000
10	176,300	209,500	251,100
11	177,900	210,900	252,000
12	179,400	212,100	252,900
13	180,900	213,500	254,100
14	182,900	214,900	255,200
15	184,900	216,400	256,000
16	186,900	217,600	257,000
17	189,100	219,000	257,600
18	191,200	220,500	258,500
19	193,300	222,000	259,500
20	195,400	223,500	260,400
21	197,500	224,700	261,300
22	199,700	226,400	262,300
23	201,900	228,100	263,200
24	204,100	229,800	264,200
25	206,100	231,100	265,400
26	207,400	232,800	266,500
27	208,600	234,500	267,700

28	209, 900	236, 200	268, 900
29	211, 100	237, 800	270, 100
30	212, 200	239, 200	271, 600
31	213, 500	240, 500	273, 200
32	214, 700	241, 600	274, 600
33	216, 000	242, 800	276, 200
34	217, 300	243, 900	277, 700
35	218, 600	244, 800	279, 000
36	219, 900	245, 900	280, 300
37	221, 100	246, 800	281, 900
38	222, 500	247, 900	283, 300
39	223, 800	248, 800	284, 800
40	225, 200	249, 900	286, 200
41	226, 100	250, 400	287, 500
42	227, 500	251, 300	289, 000
43	228, 900	252, 200	290, 500
44	230, 300	253, 100	292, 100
45	231, 500	253, 900	293, 400
46	232, 900	254, 900	294, 800
47	234, 200	255, 800	296, 300
48	235, 500	256, 800	297, 800
49	236, 500	257, 800	298, 900
50	237, 600	258, 900	300, 200
51	238, 600	260, 100	301, 400
52	239, 700	261, 300	302, 800
53	240, 600	262, 400	304, 200
54	241, 700	263, 900	305, 500
55	242, 700	265, 300	306, 900
56	243, 700	266, 700	308, 300
57	244, 400	268, 200	309, 100
58	245, 400	269, 800	310, 300
59	246, 100	271, 300	311, 500
60	247, 100	272, 800	312, 900
61	248, 000	274, 200	314, 000
62	249, 000	275, 700	315, 300
63	249, 800	277, 200	316, 600
64	250, 800	278, 500	317, 800
65	251, 700	279, 900	319, 100
66	252, 600	281, 400	320, 400

67	253, 700	282, 900	321, 700
68	254, 600	284, 400	323, 000
69	255, 400	285, 500	323, 700
70	256, 500	287, 000	324, 800
71	257, 600	288, 500	325, 900
72	258, 700	289, 900	326, 800
73	260, 100	290, 900	328, 100
74	261, 400	292, 300	328, 800
75	262, 700	293, 500	329, 900
76	263, 900	294, 800	331, 100
77	264, 900	296, 200	332, 200
78	266, 000	297, 500	333, 400
79	267, 300	298, 700	334, 500
80	268, 500	300, 000	335, 700
81	269, 400	300, 500	336, 800
82	270, 400	301, 700	337, 900
83	271, 500	302, 800	338, 900
84	272, 600	304, 000	340, 000
85	273, 400	305, 100	340, 900
86	274, 300	306, 300	341, 900
87	275, 400	307, 500	342, 800
88	276, 500	308, 600	343, 800
89	277, 300	309, 900	344, 800
90	278, 200	311, 100	345, 600
91	279, 000	312, 300	346, 400
92	280, 000	313, 500	347, 200
93	280, 900	314, 300	347, 800
94	281, 900	315, 000	348, 400
95	282, 800	315, 700	349, 100
96	283, 800	316, 300	349, 700
97	284, 400	317, 000	350, 100
98	285, 200	317, 300	350, 500
99	285, 800	317, 900	351, 000
100	286, 700	318, 600	351, 400
101	287, 500	319, 000	351, 900
102	288, 300	319, 600	352, 300
103	289, 100	320, 200	352, 800
104	289, 900	320, 800	353, 200
105	290, 600	321, 200	353, 500

106	291, 100	321, 700	354, 000
107	291, 600	322, 200	354, 400
108	292, 100	322, 700	354, 700
109	292, 300	323, 100	355, 200
110	292, 600	323, 500	355, 700
111	292, 800	323, 800	356, 200
112	293, 200	324, 100	356, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200
114	293, 700	324, 900	357, 700
115	294, 100	325, 300	358, 200
116	294, 400	325, 600	358, 600
117	294, 700	325, 800	359, 000
118	295, 000	326, 100	359, 400
119	295, 300	326, 500	359, 900
120	295, 700	326, 700	360, 400
121	296, 000	326, 900	360, 800
122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	

145	303,400	334,600
146	303,600	335,000
147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

那覇市条例第21号

令和元年9月30日

公 布 済

那覇市銘苅駐車場条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市銘苅駐車場条例

（設置）

第1条 なは市民協働プラザ、那覇市IT創造館等を利用する者その他市民の利便に資するため、那覇市銘苅駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

（名称及び位置）

第2条 駐車場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
ナハメカルパーキング	那覇市銘苅2丁目3番4
なは市民協働プラザ地下駐車場	那覇市銘苅2丁目3番1号
那覇市IT創造館一般駐車場	那覇市銘苅2丁目3番6号

（供用日等）

第3条 駐車場の供用日は、1月1日から12月31日までとする。

2 駐車場の供用時間は、24時間とする。ただし、入場については、6時から24時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、その旨を掲示するものとする。

（対象車両）

第4条 駐車場に駐車させることができる車両は、次に掲げる車両とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条の普通自動車で、積載物又は取付物を含め、長さが5メートル、幅が1.9メートル及び高さが2.1メートルを超えないもの
- (2) 道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車及び同法第3条の普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)
- (3) その他市長が特に認める車両

（駐車料金）

第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める駐車料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。ただし、前条第2号に掲げる車

両を所定の位置に駐車させる者については、この限りでない。

- 2 市長は、料金を事前に納付させるため、駐車回数券を発行することができる。
- 3 料金は、駐車させた車両を駐車場から出場させる際に徴収するものとする。ただし、駐車回数券については、その交付の際に徴収するものとする。
- 4 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（料金の減免）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) なは市民協働プラザ、那覇市IT創造館又は那覇市消防局において本市が主催又は共催をする行事、事業等に参加するために駐車する場合で、市長が特に認めるとき。
- (2) 公務、公用又は公益、行政手続等の目的で前号に規定する施設又は庁舎を利用する者が駐車する場合で、市長が特に認めるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認める場合

（入場の拒否）

第7条 市長は、車両が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該車両の駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない場合
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している場合
- (3) 駐車場の施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれがある場合
- (4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認める場合

（禁止行為）

第8条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 車両を長期間にわたり放置すること。
- (2) 他の車両の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設若しくは設備又は他の車両を毀損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (4) 火気を使用し、又はみだりに騒音を発すること。
- (5) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（出場命令等）

第9条 市長は、駐車している車両が第4条の規定に違反する車両であるとき、若しくは第7条各号のいずれかに該当するとき、又は利用者が前条の規定に違反したときは、当該利用者に対し、当該車両を駐車場から出場させるよう命ずることができる。

2 市長は、前条第2号から第5号までの行為をした者に対し、駐車場から退場するよう命ずることができる。

（損害賠償）

第10条 駐車場の施設又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（免責）

第11条 駐車場において、天災地変その他本市の責めに帰することができない理由により利用者が受けた損害については、本市は、その責めを負わない。利用者の責めに帰すべき理由により第三者に与えた損害についても、同様とする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第13条 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（那覇市IT創造館条例の一部改正）

2 那覇市IT創造館条例（平成17年那覇市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(施設の構成) 第3条 那覇市IT創造館(以下「IT創造館」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(2) [略] <u>(3) 駐車場施設</u> ア 一般駐車場 イ 入居企業用駐車場	(施設の構成) 第3条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) 入居企業用駐車場</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(なは市民協働プラザ条例の一部改正)

- 3 なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設の構成) 第14条 市民活動センターは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 地下駐車場</u>	(施設の構成) 第14条 [略] (1)～(3) [略]
備考 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

別表(第5条関係)

料金

区分	金額
最初の1時間まで	450円以内で規則で定める額
最初の1時間を超え30分までごとに	200円以内で規則で定める額

那覇市条例第22号
令和元年 9 月30日
公 布 済

那覇市市制100周年記念事業基金条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市市制100周年記念事業基金条例

（設置）

第1条 那覇市市制100周年記念事業(令和3年(2021年)5月20日に市制施行100周年となる節目を全市を挙げて祝うとともに、風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すスタートとして実施する事業をいう。以下「事業」という。)に要する費用の財源に充てるため、那覇市市制100周年記念事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 事業に対する寄附金又は協賛金の額の全部又は一部
- (2) その他毎会計年度の予算で定める額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業に要する費用の財源に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

那覇市条例第23号
令和元年 9 月30日
公 布 済

那覇市森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市森林環境譲与税基金条例

（設置）

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。次条において「法」という。）第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用の財源に充てるため、那覇市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、本市に譲与される法第27条の森林環境譲与税の額の全部又は一部とし、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第24号

令和元年 9 月30日

公 布 済

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例

(那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。 (報酬の減額) 第6条 別表に定めるその他非常勤職員で市長が定めるもの(以下「特定職員」という。)が勤務しないときは、市長が定める場合を除き、その勤務しない時間につき市長が定める基準による額を減額した報酬を支給する。 (報酬の支給日) 第7条 月額による報酬(次項に規定する月額による報酬を除く。)は、その月分をその月20日に支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。 2 日額による報酬、時給による報酬及び特定職員の月額による報酬は、その月分を翌月20日までに支給する。 第8条～第10条 [略] 別表(第2条、第6条、第9条関係) [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の非常勤職員(以下「非常勤職員」という。)の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。 (報酬の支給日) 第6条 月額による報酬は、その月分をその月20日に支給する。ただし、その支給日が本市の休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。 2 日額による報酬及び時給による報酬は、その月分を翌月20日までに支給する。 第7条～第9条 [略] 別表(第2条、第8条関係) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

(那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(非常勤職員等の給与) <u>第19条 非常勤職員及び臨時職員に対する給与は、職員の給与との均衡を考慮して定めるものとする。</u>	(非常勤職員の給与) <u>第19条 職員以外の企業職員(以下「非常勤職員」という。)の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額その支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定めるものとする。</u> <u>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 報酬(給料に相当する報酬並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。)及び期末手当</u> <u>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、宿日直手当及び退職手当</u> <u>(3) 前2号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員 報酬</u>
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支給) 第2条 [略]	(退職手当の支給) 第2条 [略] <u>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引</u>

(勤続期間の計算) 第10条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)、職員以外の地方公務員、市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)その他市長が定める法人の職員(以下「国家公務員等」という。)(国立大学法人その他市長が定める法人の職員にあつては、当該法人の要請に応じた者に限る。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間(国家公務員等としての在職期間とみなされる期間を含む。)を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算する。ただし、その者が国、他の地方公共団体、市が設立した地方独立行政法人、国立大	<u>き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)</u>の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、この限りでない。 (勤続期間の計算) 第10条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)、職員以外の地方公務員(その者の地方公務員としての勤続期間が退職手当に関する規定により当該地方公務員としての勤続期間に通算されることが定められているものに限る。)、市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)その他市長が定める法人の職員(以下「国家公務員等」という。)(国立大学法人その他市長が定める法人の職員にあつては、当該法人の要請に応じた者に限る。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の国家公務員等としての引き続いた在職期間(国家公務員等としての在職期間とみなされる期間を含む。)を含むものとする。この場合において、その者の国家公務員等として
---	--

学法人その他市長が定める法人(以下「国等」という。)から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。 6～8 [略]	の引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算する。ただし、その者が国、他の地方公共団体、市が設立した地方独立行政法人、国立大学法人その他市長が定める法人(以下「国等」という。)から退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間に含まないものとする。 6～8 [略]
備考 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)	
第4条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。 (給料表の種類及び適用範囲) 第8条 [略] 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第31条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。	(給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。 (給料表の種類及び適用範囲) 第8条 [略] 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第31条及び第32条に規定する職員以外の全ての職員に適用する。

第32条 [略]	(会計年度任用職員の給与等) <u>第32条 法第22条の2第1項の会計年度任用 職員の給与等については、別に条例で定 める。</u> 第33条 [略]
備考 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和58年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) <u>第2条 現業職員の給与の種類は、那覇市職 員の給与に関する条例(昭和58年那覇市 条例第10号)の規定の適用を受ける職員 (以下「一般職員」という。)の給与の例 による。</u> (給与の基準) <u>第3条 現業職員の給与の基準は、一般職員 の給与を基準とし、職務の特殊性及び実 態を考慮して規則で定めるものとする。</u>	(給与の種類) <u>第2条 現業職員の給与の種類は、那覇市職 員の給与に関する条例(昭和58年那覇市 条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給 料表の適用を受ける職員及び那覇市会計 年度任用職員の給与等に関する条例(令 和元年那覇市条例第20号)の規定の適用 を受ける職員(次条において「一般職員 等」という。)の例による。</u> (給与の基準) <u>第3条 現業職員の給与の基準は、一般職員 等の給与を基準とし、職務の特殊性及び 実態を考慮して規則で定めるものとし る。</u>
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) <u>第2条 任命権者は、本市と外国の地方公共 団体との間の合意若しくはこれに準ずる ものに基づき又は次に掲げる機関の要請 に応じ、これらの機関の業務に従事させ るため、職員(臨時的に任用される職員そ の他の法律により任期を定めて任用され る職員、非常勤職員及び次項に定める職</u>	(職員の派遣) <u>第2条 任命権者は、本市と外国の地方公共 団体との間の合意若しくはこれに準ずる ものに基づき又は次に掲げる機関の要請 に応じ、これらの機関の業務に従事させ るため、職員(次項に定める職員を除く。) を派遣することができる。</u>

員を除く。)を派遣することができる。 (1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 [略]
(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)	(1) 臨時的に任用される職員 (2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(前号及び規則で定める職員を除く。)
(2)～(3) [略]	(4)～(5) [略]
備考 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 (那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正) 第7条 那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。 (1)～(4) [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員 <u>その他の法律により任期を定めて任用される職員(規則で定める職員を除く。)</u> (2) [略] (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)～(5) [略] 3 [略]	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(<u>次項に定める職員を除く。</u>)を派遣することができる。 (1)～(4) [略] 2 [略] (1) 臨時的に任用される職員 (2) [略] (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(前号及び規則で定める職員を除く。) (4)～(5) [略] 3 [略]

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員<u>その他の法律により任期を定めて任用される職員(規則で定める職員を除く。)</u> (2) [略] (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)～(5) [略]	(法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第11条 [略] (1) 臨時的に任用される職員 (2) [略] (3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(<u>前号及び規則で定める職員を除く。</u>) (4)～(5) [略]
備考 1 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 (那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正) 第8条 那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) [略]	(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(12) [略]
備考 第3条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

那覇市条例第25号

令和元年 9 月 30 日

公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第6条 [略] (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第6条の3 [略] 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第6条</u>に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第6条</u>に規定する勤務をさせてはならない。 4 [略] 5 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第6条 [略] <u>2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、職員の健康及び福祉を考慮し、規則で定める。</u> (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第6条の3 [略] 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第6条第1項</u>に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第6条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。 4 [略] 5 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公

務の運営に支障がある場合を除き、<u>第6条</u>に規定する勤務をさせてはならない。 6 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第6条</u>に規定する勤務をさせてはならない。 <u>(臨時的任用職員の休日等)</u> <u>第14条 臨時的に任用された職員の勤務時間、休日及び休暇については、任命権者が別に定める。</u>	務の運営に支障がある場合を除き、<u>第6条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。 6 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第6条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。 <u>(会計年度任用職員等の勤務時間、休日及び休暇)</u> <u>第14条 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質及び勤務の形態を考慮し、規則で定める。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

那覇市条例第26号

令和元年 9 月 30 日

公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市総合計画審議会	[略]
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市総合計画審議会	[略]
	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更に関すること。
	那覇市軍用地跡地利用審議会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市条例第27号

令和元年 9 月30日

公 布 済

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第28条関係）

区分		手数料	
市が収集する 一般廃棄物の 処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき	
		大	330円
		[略]	
	中	220円	
		小	170円
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表（第28条関係）

区分		手数料
市が収集する 一般廃棄物の 処理	燃やすごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき
		<u>大(取っ手付き)</u> 360円
		大 330円
		[略]
		中 220円
		<u>小(取っ手付き)</u> 180円
		小 170円
		[略]
[略]		
[略]		

那覇市条例第28号

令和元年 9 月 30 日

公 布 済

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例（平成9年那覇市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（構造及び材質） 第5条 給水装置の構造及び材質については、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条及び那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。 （料金） 第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。 〔表 別記〕 2 〔略〕 （手数料） 第30条 手数料は、次に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込み後これを徴収することができる。 （1）～（3） 〔略〕 （4）～（5） 〔略〕	（構造及び材質） 第5条 給水装置の構造及び材質については、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>及び那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところによる。 （料金） 第23条 〔略〕 〔表 別記〕 2 〔略〕 （手数料） 第30条 〔略〕 （1）～（3） 〔略〕 <u>（4） 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき13,000円</u> <u>（5）～（6） 〔略〕</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第23条第1項の表〕

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)
				[略]
専用給水装置	一般用	[略]		
		連合栓用給水装置を使用するものは、メーター口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。		
	[略]			
[略]				

[改正後 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)
				[略]
専用給水装置	一般用	[略]		
		連合専用給水装置を使用するものは、メーター口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。		
	[略]			
[略]				

那覇市条例第29号

令和元年9月30日

公 布 済

那覇市共同利用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市共同利用施設条例の一部を改正する条例

那覇市共同利用施設条例(平成17年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(名称及び位置) 第2条 共同利用施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市大嶺自治会館</td><td>那覇市宇栄原1丁目3番1号</td></tr> <tr> <td>那覇市田原自治会館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	那覇市大嶺自治会館	那覇市宇栄原1丁目3番1号	那覇市田原自治会館	[略]	[略]		(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市田原自治会館</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	那覇市田原自治会館	[略]	[略]	
名称	位置														
那覇市大嶺自治会館	那覇市宇栄原1丁目3番1号														
那覇市田原自治会館	[略]														
[略]															
名称	位置														
那覇市田原自治会館	[略]														
[略]															
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。															

付 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

那覇市条例第30号

令和元年9月30日

公 布 済

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市伝統工芸館条例の一部を改正する条例

那覇市伝統工芸館条例(平成17年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用時間及び休館日) 第5条 〔略〕 2 工芸館の休館日は、<u>1月1日及び12月31日</u>とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 〔別表第1 別記〕	(利用時間及び休館日) 第5条 〔略〕 2 工芸館の休館日は、<u>次のとおりとする。</u> ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 <u>(1) 販売場 12月31日から翌年の1月2日まで</u> <u>(2) 販売場以外の施設(駐車場を除く。)</u> <u>ア 12月29日から翌年の1月3日まで</u> <u>イ 週1日で規則で定める曜日</u> 〔別表第1 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第5条関係)

利用時間

施設名	利用時間
特別展示室及び体験工房	9：00～18：00
ギャラリー	9：00～20：00
研修会議室	9：00～20：00
販売場	9：00～20：00
駐車場	8：00～24：00

備考 ギャラリーで企画展が開催されない場合におけるギャラリーの利用時間は、特別展示室及び体験工房の項の利用時間を適用する。

〔改正後 別記〕

別表第1（第5条関係）

利用時間

施設名	利用時間
特別展示室、ギャラリー及び体験工房	9時から18時までの間で規則で定める時間
販売場及び研修会議室	9時から20時までの間で規則で定める時間
駐車場	8時から24時まで

那覇市条例第31号

令和元年9月30日

公 布 済

那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市ふるさとづくり寄附金条例の一部を改正する条例

那覇市ふるさとづくり寄附金条例（平成20年那覇市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 この条例は、平成20年7月8日から施行する。	付 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成20年7月8日から施行する。 <u>（寄附金の指定等の特例）</u> 2 <u>令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間、寄附者は、第2条第2項に定めるもののほか、那覇市市制100周年記念事業について、同条第1項の規定による指定をすることができる。この場合においては、第4条の規定は、適用しない。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

那覇市条例第32号

令和元年 9 月 30 日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例（平成24年那覇市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第4 別記]	[別表第1 別記] [別表第4 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1第5項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第4第6項の改正規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

〔改正前 別記〕

別表第1（第2条関係）

民生及び税務に関するもの

1～4 〔略〕

- 5 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。）に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3) 〔略〕			
(4)	法第20条第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の写しの交付	〔略〕	
(5)	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	〔略〕	
(6) 〔略〕			

6～8 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第1（第2条関係）

民生及び税務に関するもの

1～4 〔略〕

5 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3) 〔略〕			
(4)	法第15条の4第1項から第4項までに規定する除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料	1通につき300円
(5)	法第20条第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の写しの交付	〔略〕	
(6)	法第21条の3第1項から第4項までに規定する戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき300円
(7)	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	〔略〕	
(8)	〔略〕		

6～8 〔略〕

〔改正前 別記〕

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 〔略〕

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3)	〔略〕		
(4)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	〔略〕	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア～エ 〔略〕
(5)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)に	〔略〕	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額

	よる審査を受けたもの に限る。)の認定の申請 に対する審査		を加えた額)を加算した額) ア～エ [略]
(6)～(9) [略]			

備考 [略]

7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 [略]

6 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第29条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー 消費性能向上計画の 認定の申請に対する審 査((5)の号に該当する 場合を除く。)	[略]	申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物 を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に 掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算し た額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に 基づく申出がある場合にあっては、当該申請に 係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等 手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性 判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 第3項の表備考の規定により算定した額を加え た額)を加算した額) ア～エ [略]
(5)	法第29条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー 消費性能向上計画(法 第30条第1項各号に掲げ る基準に適合している ことにつき、あらかじめ 評価機関等(非住宅部分 については登録機関)に よる審査を受けたもの に限る。)の認定の申請 に対する審査	[略]	申請に係る建築物(法第29条第3項の他の建築物 を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に 掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算し た額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に 基づく申出がある場合にあっては、当該申請に 係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等 手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性 判定を要する部分が含まれる場合にあっては、 第3項の表備考の規定により算定した額を加え た額)を加算した額) ア～エ [略]
(6)～(9) [略]			

備考 [略]

7 [略]

規 則

那覇市規則第13号

令和元年9月30日

公 布 済

那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任意務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略（本市における、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）の策定及び変更に関し必要な事項について審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）子育て支援、男女共同参画、経済産業、金融、労働又は報道に関する団体に所属する者
- （3）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係職員の出席）

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第14号
令和元年9月30日
公 布 済

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（ごみ袋等の規格） 第21条 前条第1項第1号のごみ袋、粗大ごみ処理券及び適正処理困難物処理券の規格は、次のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。 〔表 別記〕 〔第25号様式 別記〕	（ごみ袋等の規格） 第21条 〔略〕 〔表 別記〕 〔第25号様式 別記〕
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第25号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第21条の表〕

区分	規格(単位 ミリメートル)	
	縦	横
指定ごみ袋 大	〔略〕	
〔略〕		
指定ごみ袋 中	〔略〕	
指定ごみ袋 小	〔略〕	
〔略〕		

〔改正後 別記〕

〔第21条の表〕

区分	規格(単位 ミリメートル)	
	縦	横
指定ごみ袋 大(取っ手付き)	860(取っ手部分を含む。)	670(まち部分を含む。)
指定ごみ袋 大	〔略〕	
〔略〕		

指定ごみ袋 中	[略]	
指定ごみ袋 小(取っ手付き)	650(取っ手部分を含む。)	400(まち部分を含む。)
指定ごみ袋 小	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

第25号様式(第29条関係)

[略]		
事業の範囲	事業内容	浄化槽清掃
	一般廃棄物の種類	浄化槽汚でい
[略]		

[改正後 別記]

第25号様式(第29条関係)

[略]		
事業の範囲	事業内容	
	一般廃棄物の種類	
[略]		

那覇市規則第15号

令和元年9月30日

公 布 済

那覇市伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市伝統工芸館条例施行規則（平成17年那覇市規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条～第9条　〔略〕	（規則で定める利用時間等） <u>第2条　条例別表第1に規定する規則で定める時間は、別表のとおりとする。</u> <u>2　条例第5条第2項第2号イの規則で定める曜日は、水曜日とする。</u> <u>第3条～第10条　〔略〕</u> 〔別表　別記〕 第1号様式（<u>第7条関係</u>）　〔略〕 第2号様式（<u>第8条関係</u>）　〔略〕 第3号様式（<u>第8条関係</u>）　〔略〕
第1号様式（ <u>第6条関係</u> ）　〔略〕	
第2号様式（ <u>第7条関係</u> ）　〔略〕	
第3号様式（ <u>第7条関係</u> ）　〔略〕	
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4　改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付　則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

〔改正後　別記〕

別表（第2条関係）

施設名	利用時間
特別展示室及びギャラリー	9時30分から17時30分まで
体験工房	10時から17時まで
販売場	10時から19時まで
研修会議室	9時から19時まで

那覇市規則第16号

令和元年 9 月30日

公 布 済

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則(平成20年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
備考 様式の改正規定において、改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]

指定	那覇市総合計画(基本構想)において示された「めざすまちの姿」	「めざすまちの姿」に対応する事業の区分
1	多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA	自治、協働、男女共同参画、平和、防災又は防犯に関する事業
2	互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA	保健、福祉又は医療に関する事業
3	次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA	教育又は文化に関する事業
4	ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA	産業、観光又は情報に関する事業
5	自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA	環境又は都市基盤に関する事業

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第2条関係)

[略]

指定	事業の区分
1	自治、協働、男女共同参画、平和、防災又は防犯に関する事業
2	保健、福祉又は医療に関する事業
3	子ども、教育又は文化に関する事業
4	産業、観光又は情報に関する事業
5	環境又は都市基盤に関する事業
6	那覇市市制100周年記念事業

[略]

告 示

那覇市告示第 226 号

令和元年 10 月 15 日

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,254,631 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 151,893,449 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		776,186	13,010	789,196
	6 森林環境譲与税	0	13,010	13,010
6 地方消費税交付金		6,220,226	△303,460	5,916,766
	1 地方消費税交付金	6,220,226	△303,460	5,916,766
11 地方交付税		8,109,316	1,721,671	9,830,987

	1 地方交付税	8,109,316	1,721,671	9,830,987
14 使用料及び 手数料		3,315,401	11,430	3,326,831
	1 使用料	2,646,905	10,993	2,657,898
	2 手数料	668,496	437	668,933
15 国庫支出金		42,114,829	360,351	42,475,180
	1 国庫負担金	33,728,970	349,445	34,078,415
	2 国庫補助金	8,289,215	3,232	8,292,447
	3 委託金	96,644	7,674	104,318
16 県支出金		17,306,791	62,767	17,369,558
	1 県負担金	8,220,136	66,326	8,286,462
	2 県補助金	8,503,886	△3,738	8,500,148
	3 委託金	582,769	179	582,948
18 寄附金		87,177	100	87,277
	1 寄附金	87,177	100	87,277
19 繰入金		4,808,860	△838,218	3,970,642
	1 特別会計繰入金	5	137,330	137,335
	2 基金繰入金	4,808,855	△975,548	3,833,307
20 繰越金		508,463	2,232,276	2,740,739
	1 繰越金	508,463	2,232,276	2,740,739
21 諸収入		1,398,599	6,504	1,405,103
	5 雑入	990,784	6,504	997,288
22 市債		10,340,100	988,200	11,328,300
	1 市債	10,340,100	988,200	11,328,300
歳 入 合 計		147,638,818	4,254,631	151,893,449

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		766,966	214	767,180
	1 議会費	766,966	214	767,180
2 総務費		13,275,605	3,240,439	16,516,044
	1 総務管理費	11,031,202	3,237,297	14,268,499
	3 戸籍住民基本 台帳費	806,533	487	807,020
	4 選挙費	162,466	1,680	164,146
	6 監査委員費	107,151	975	108,126
3 民生費		79,147,676	868,944	80,016,620
	1 社会福祉費	26,619,520	3,683	26,623,203
	2 児童福祉費	29,632,654	865,261	30,497,915
4 衛生費		8,649,215	10,391	8,659,606

	1 保健衛生費	4,783,633	10,391	4,794,024
	2 清掃費	3,865,582	0	3,865,582
5 労働費		34,526	140	34,666
	1 労働諸費	34,526	140	34,666
6 農林水産業費		528,943	5,709	534,652
	1 農業費	74,143	179	74,322
	2 林業費	120	13,010	13,130
	3 水産業費	454,680	△7,480	447,200
7 商工費		2,368,396	60,647	2,429,043
	1 商工費	2,368,396	60,647	2,429,043
8 土木費		14,178,430	42,981	14,221,411
	1 土木管理費	251,315	0	251,315
	2 道路橋りょう費	1,196,358	49,000	1,245,358
	3 港湾費	763,293	0	763,293
	4 都市計画費	5,892,307	10,681	5,902,988
	5 住宅費	6,075,157	△16,700	6,058,457
9 消防費		3,147,822	8,118	3,155,940
	1 消防費	3,147,822	8,118	3,155,940
10 教育費		13,850,508	17,048	13,867,556
	1 教育総務費	1,653,347	18,103	1,671,450
	2 小学校費	6,288,373	9,985	6,298,358
	3 中学校費	1,990,071	14,770	2,004,841
	6 保健体育費	1,888,644	△25,810	1,862,834
歳 出 合 計		147,638,818	4,254,631	151,893,449

第 2 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費			218,815
	2 道路橋りょう費		17,600
		道路維持管理事業	17,600
	4 都市計画費		201,215
		街路整備事業（公共投資交付金）	201,215
合 計			218,815

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位: 千円)

事 項	期 間	限 度 額
那覇市精神障がい者地域生活支援センター事業（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（障がい福祉課）	令和2年度	407
那覇市立保育所給食調理業務委託事業（天久保育所・天久こども園）（こども教育保育課）	令和2年度から 令和6年度まで	161,631
開南小学校屋内運動場建設事業（受変電設備工事）（施設課）	令和2年度から 令和3年度まで	8,505

第4表 地方債補正

変 更

(単位: 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
5 都市計画事業	309,500	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (た だ し、利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	償 還 期 間 は、据 置 期 間 を 含 め 30 年 以 内 と す る。 償 還 方 法 は、元 利 均 等、元 金 均 等 等 に よ る。 た だ し、財 政 の 都 合 に よ り、据 置 期 間 中 で あ っ て も 繰 上 償 還 し、償 還 年 限 を 変 更 し、又 は 借 り 換 え る こ と が で き る。	311,200	補正前に 同じ		
8 社会福祉施設整備事業	143,500				148,000			
14 臨時財政対策債	3,495,000				4,477,000			

那覇市告示第 227 号

令和元年 10 月 15 日

令和元年(2019 年) 9 月那覇市議会臨時会で議決された令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)

令和元年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 238,741 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 152,132,190 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		42,475,180	339,661	42,814,841
	2 国庫補助金	8,292,447	339,661	8,632,108
19 繰入金		3,970,642	-117,820	3,852,822
	2 基金繰入金	3,833,307	-117,820	3,715,487
22 市債		11,328,300	16,900	11,345,200
	1 市債	11,328,300	16,900	11,345,200
歳入合計		151,893,449	238,741	152,132,190

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		80,016,620	2,502	80,019,122
	1 社会福祉費	26,623,203	2,502	26,625,705
7 商工費		2,429,043	236,239	2,665,282
	1 商工費	2,429,043	236,239	2,665,282
歳出合計		151,893,449	238,741	152,132,190

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
沖縄の食の魅力発信拠点整備事業（新市場建設工事）（なはまち振興課）	令和2年度から 令和3年度まで	3,201,043
沖縄の食の魅力発信拠点整備事業（工事監理業務）（なはまち振興課）	令和2年度から 令和3年度まで	47,740

廃 止

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
第一牧志公設市場再整備事業（新市場建設工事）（なはまち振興課）	令和2年度から 令和3年度まで	2,714,600
第一牧志公設市場再整備事業（工事監理業務）（なはまち振興課）	平成32年度から 平成33年度まで	47,740

第3表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法

11 公設市場再整備事業	39,800	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	56,700	補正前に同じ
--------------	--------	------------	---	--	--------	--------

那覇市告示第 228 号

令和元年 10 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき令和元年 9 月 30 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	野原 健	内科、腎臓内科	小禄病院
2	喜納 みちる	内科	那覇市立病院
3	豊見山 麻未	内科	那覇市立病院
4	横田 尚子	内科	那覇市立病院
5	佐久本 高達	内科	那覇市立病院
6	島袋 美起子	小児科	那覇市立病院
7	徳永 孝史	小児科	那覇市立病院
8	佐辺 直也	外科	那覇市立病院
9	新里 千明	外科	那覇市立病院
10	新屋 貴裕	脳神経外科	那覇市立病院
11	宮城 伊久磨	小児科	那覇市立病院

那覇市告示第 229 号
令和元年 10 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき令和元年 10 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類
みやら内科クリニック 那覇市真嘉比1丁目7番1号 2・3F	宮良 忠	育成医療・更生医療
ハーブ薬局おもろまち駅前店 那覇市真嘉比1丁目7番1号 テンズまかび1階	株式会社 ユーガ 代表取締役 大城 文男	育成医療・更生医療
まかび薬局 那覇市真嘉比2丁目29番26 号	有限会社オーエムファーマシー 代表取締役 荻堂 芳夫	育成医療・更生医療

公 告

那覇市公告第 370 号

令和元年 9 月 27 日

掲 示 済

令和元年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数

地方公務員法第 58 条の 3 第 2 項の規定により、令和元年度の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

<等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数について>

この公表は、等級別基準職務表に基づく職務の各等級への格付けの運用に係る地方公共団体の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、令和元年度における本市の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を各給料表ごとに市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 行政職給料表 等級別基準職務表
- 2 医療職給料表（1） 等級別基準職務表
- 3 医療職給料表（2） 等級別基準職務表
- 4 医療職給料表（3） 等級別基準職務表
- 5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

公表の内容は、本市の各任命権者からの報告を基に作成しています。

この公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所 総務部人事課 電話 098-861-7499

FAX098-943-0289

1 行政職給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	256	13.0	主事	162	565	28.6	主事級
				技師	32			
				保育士	5			
				消防士	39			
				保育教諭	10			
				公民館主事	5			
				教育相談員	1			
				学芸員	2			
2級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2 消防副士長の職務	309	15.6	主事	200	565	28.6	主事級
				技師	30			
				保育士	21			
				消防士	12			
				保育教諭	18			
				消防副士長	25			
				公民館主事	1			
				教育相談員	1			
3級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務	528	26.7	主任主事	269	528	26.7	主任級
				主任技師	72			
				主任保育士	50			
				主任保育教諭	37			
				消防士長	80			
				教育保育指導主任	7			
				主任公民館主事	4			
				主任教育相談員	1			
				主任学芸員	6			
				主任専門員	1			
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	440	22.3	主査	317	440	22.3	主査級
				専門主査	11			
				消防司令補	80			
				教育保育指導主査	2			
				教頭	17			
				教育相談員主査	1			
				専門員主査	2			

				館長	4			
				分館長	5			
				児童館長	1			
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	261	13.2	主幹	202	261	13.2	主幹級
				専門主幹	9			
				消防司令	27			
				園長	17			
				副所長	3			
				教育保育指導主幹	3			
6級	課長、担当副参事、副参事、支所長又は消防司令長の職務	141	7.1	課長	53	141	7.1	課長級
				担当副参事	25			
				副参事	37			
				支所長	3			
				消防司令長	12			
				館長	2			
				室長	7			
				出納室長	1			
				所長	1			
7級	副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は消防監の職務	25	1.3	副部長	13	25	1.3	副部長級
				次長	1			
				参事	6			
				選挙管理委員会事務局長	1			
				監査委員事務局長	1			
				消防監	3			
8級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長又は消防正監の職務	16	0.8	政策統括調整監	1	16	0.8	部長級
				部長	11			
				参事監	1			
				会計管理者	1			
				議会事務局長	1			
				消防正監	1			
合 計		1,976						

2 医療職給料表（１） 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0					
2級	1 主任医師又は主任歯科医師の職務	2	50.0	主任医師	1	2	50.0	主事級・主任級・主査級
	2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務			主任歯科医師	1			
3級	1 課長又は副参事の職務	0	0			0	0	課長級・主幹級
	2 主幹の職務							
4級	1 保健所長又は参事監の職務	2	50.0	保健所長	1	2	50.0	部長級・副部長級
	2 参事の職務			参事	1			
合 計		4						

3 医療職給料表（２） 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務	0	0					
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務	1	5.3	栄養士	1	1	5.3	主事級
	2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務							
3級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務	15	78.9	主任獣医師	1	15	78.9	主任級
				主任栄養士	9			
				主任診療放射線技師	1			
				主任臨床検査技師	2			
				主任言語聴覚士	2			
4級	主査の職務	2	10.5	主査	2	2	10.5	主査級
5級	主幹の職務	1	5.3	主幹	1	1	5.3	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	0	0			0	0	課長級
合 計		19						

4 医療職給料表（3） 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
2級	保健師の職務	21	31.3	保健師	21	21	31.3	主事級
3級	主任保健師の職務	23	34.3	主任保健師	23	23	34.3	主任級
4級	主査の職務	14	20.9	主査	14	14	20.9	主査級
5級	主幹の職務	6	9.0	主幹	6	6	9.0	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	3	4.5	課長	1	3	4.5	課長級
				担当副参事	2			
	合 計	67						

5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

※該当者なし。

那覇市公告第 381 号

令和元年 10 月 2 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道管理課			電話 098-941-7805
個人情報管理責任者	水道管理課長			
業 務 の 名 称	水道施設の布設、施工承諾等に係る業務			
業 務 の 目 的	水道施設の布設に関して土地所有者などの権利者の確認及び関係者からの布設や施工に関する承諾業務			
個人情報の対象者	土地所有者等の権利者			
業務の開始年月日	平成4年以前(条例制定以前)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ■氏 名 ■住 所 ■性 別 ■生年月日 ☐ 国 籍 ■本 籍 ■続 柄 ■親族関係 ☐ 婚姻離婚 ■その他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(本人同意) 法令等 (公知性) 緊急性 (審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ■随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1, 3, 4号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書 ■図画 ■電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をだすべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道管理課 電話 098-941-7805			
個人情報管理責任者	水道管理課長			
業 務 の 名 称	修繕工事等に係る調査			
業 務 の 目 的	水道施設の破損等に伴う修繕工事等のための現場や関係者等の特定を行なうための情報収集			
個人情報の対象者	通報者、陳情者、施設所有者等の関係者			
業務の開始年月日	平成4年以前(条例制定以前)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) 法令等 ☒ 公知性 ☒ 緊急性 ☒ 審議会			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1, 3, 4号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をだすべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道管理課	電話 098-941-7805		
個人情報管理責任者	水道管理課長			
業 務 の 名 称	委託・工事等に係る関係者の確認			
業 務 の 目 的	委託・工事等に係る受託会社職員等の資格・経歴等の確認			
個人情報の対象者	届出技術者等の業務関係者			
業務の開始年月日	平成4年以前(条例制定以前)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号	☒ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	☒ 氏 名	☒ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	☒ 住 所	☒ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☒ 性 別	☒ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☒ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☒ 賞 罰	☐ そ の 他 ()	
	☒ 本 籍	☐ 学業成績		
	☒ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☒ 親族関係	☐ そ の 他 (会社名、経歴)		
	☐ 婚姻離婚	心 身	その他	
	☒ その 他 (電話番号)	☐ 健康状態	☐	
		☐ 容 姿	☐	
		☐ 病 歴	☐	
		☐ 障がい程度	☐	
		☐ そ の 他 ()	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1, 2, 4号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をだすべきであったが、手続きが不要とご認 していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道管理課			電話 098-941-7805
個人情報管理責任者	水道管理課長			
業 務 の 名 称	水道施設の情報提供に伴う個人情報の収集等			
業 務 の 目 的	水道施設の適正な維持管理のため情報収集や提供を行なうため			
個人情報の対象者	情報提供を受ける者または、施設所有者			
業務の開始年月日	平成22年12月6日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 (会社名、経歴)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) 法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1, 4号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をだすべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道管理課			電話 098-941-7805
個人情報管理責任者	水道管理課長			
業 務 の 名 称	委託・工事等に伴う市民等への説明や協力依頼			
業 務 の 目 的	委託・工事等により影響を受ける市民等への説明や協力依頼等を行なうため。			
個人情報の対象者	業務により影響を受ける市民等			
業務の開始年月日	平成4年以前(条例制定以前)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 (会社名、経歴)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) 法令等 ☒ 公知性 ☒ 緊急性 ☒ 審議会			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1, 3, 4号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☒ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をだすべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 **変更**)届出書

令和元年 7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	上下水道局 水道管理課		電話 941-7805
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和元年7月31日
業務の名称及び 開始年月日	土地賃貸借契約		
廃止又は変更の 理由	届出内容の修正		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	「個人情報の対象者」 用地所有者 「個人情報の記録の内容」 氏名、住所 「個人情報の収集方法」 本人 「個人情報の収集時期」 定期 「本人への通知方法」 記載もれ 「個人情報の記録形態」 文書	「個人情報の対象者」 土地所有者 「個人情報の記録の内容」 氏名、住所、性別、生年月日、 本籍、続柄、親族関係、その他 (電話番号)、公租公課 「個人情報の収集方法」 本人、本人以外(本人同意、公 知性、審議会) 「個人情報の収集時期」 随時 「本人への通知方法」 通知不用(那覇市個人情報保護 条例施行規則第3条第2項第1, 4 号に該当) 「個人情報の記録形態」 文書、図面、電磁媒体	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道工務課			電話 941-7807
個人情報管理責任者	水道工務課長			
業 務 の 名 称	水道施設整備に係る調査業務			
業 務 の 目 的	水道施設整備に伴う、土地、建物等の権利者確認。			
個人情報の対象者	土地、建物の権利者			
業務の開始年月日	平成4年以前から			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
				上記事項を取扱う理由
	心 身		その他	
☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()		☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(権利者確認時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道工務課			電話 941-7807
個人情報管理責任者	水道工務課長			
業 務 の 名 称	水道施設工事に伴う調査業務			
業 務 の 目 的	工事施工場所に近接する土地、建物等の調査			
個人情報の対象者	土地、建物の所有者及び住人			
業務の開始年月日	平成4年以前から			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
				上記事項を取扱う理由
	心 身 その他			
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()			
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(調査実施時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道工務課	電話 941-7807		
個人情報管理責任者	水道工務課長			
業 務 の 名 称	水道事業に伴う用地、建物等の取得または賃借			
業 務 の 目 的	用地取得及び建物等の取得または賃借契約の締結			
個人情報の対象者	地権者及び建物権利者			
業務の開始年月日	平成4年以前から			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
	心 身		その他	上記事項を取扱う理由
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()		☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(契約締結時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道工務課			電話 941-7807
個人情報管理責任者	水道工務課長			
業 務 の 名 称	水道施設整備に係る業務			
業 務 の 目 的	地域住民へ水道施設整備計画の説明会等の実施			
個人情報の対象者	地域住民			
業務の開始年月日	平成4年以前から			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(説明会等実施時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道工務課			電話 941-7807
個人情報管理責任者	水道工務課長			
業 務 の 名 称	水道施設整備に係る業務			
業 務 の 目 的	水道施設整備に係る要望や問合せ等への対応。			
個人情報の対象者	要望者や問合せ者			
業務の開始年月日	平成4年以前から			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
				上記事項を取扱う理由
	心 身 その他			
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()			
☐				
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(問合せを受ける都度)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月31日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局 水道工務課	電話 098-941-7807		
個人情報管理責任者	水道工務課長			
業 務 の 名 称	委託・工事に係る関係者の確認			
業 務 の 目 的	委託・工事に係る受託会社職員等の資格・経歴等の確認			
個人情報の対象者	届出技術者等の業務関係者			
業務の開始年月日	平成4年以前(条例制定以前)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (電話番号)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☒ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 (会社名、経歴)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1,2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出をだすべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月30日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局配水課 電話941-7806			
個人情報管理責任者	配水課長			
業 務 の 名 称	委託・工事に係る関係者の確認			
業 務 の 目 的	委託・工事に係る受託会社職員の資格・経歴等の確認			
個人情報の対象者	届出技術者等の業務関係者			
業務の開始年月日	平成4年以前(条例制定以前)			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (電話番号)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ その他 (社名、経歴)	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・ 公知性 ・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(業務契約後)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第(1)(2)号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和年 7 月30日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局配水課			電話941-7806
個人情報管理責任者	配水課長			
業 務 の 名 称	行政財産目的外使用許可に関する事			
業 務 の 目 的	行政財産目的外使用許可申請者確認			
個人情報の対象者	行政財産目的外使用許可申請者			
業務の開始年月日	平成13年8月7日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号	☐ 職 業	☐ 収 入	☐ 思 想 ☐ 宗 教
	■氏 名	☐ 地 位	☐ 資産状況	☐ 支持政党 ☐ 主義主張
	■住 所	☐ 学 歴	☐ 公租公課	☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等
	☐ 性 別	☐ 資 格	☐ 経済取引	☐ そ の 他 ()
	☐ 生年月日	☐ 団体加入	☐ 公的扶助	上記事項を取扱う理由
	☐ 国 籍	☐ 賞 罰	☐ そ の 他	
	☐ 本 籍	☐ 学業成績	()	
	☐ 続 柄	☐ 勤務成績		
	☐ 親族関係	☐ そ の 他		
■その他 (電話番号)	心 身			
	☐ 健康状態			
	☐ 容 姿			
	☐ 病 歴			
	☐ 障がい程度			
	☐ そ の 他			
	()			
個人情報の収集方法	■本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ■随時(行政財産目的外使用許可申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第(1)号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書 ☐ 図画 ■電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月30日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局配水課			電話941-7806
個人情報管理責任者	配水課長			
業 務 の 名 称	水道事業に関連する土地賃貸借契約業務			
業 務 の 目 的	水道事業に関連する土地賃貸借契約			
個人情報の対象者	土地所有者			
業務の開始年月日	平成元年7月19日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☒ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☒ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・ 法令等 ・公知性・緊急性・審議会)		
	個人情報の収集時期	☒ 定期(10月～3月) ☐ 随時()		
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第(1)号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月30日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局配水課			電話098-941-7806
個人情報管理責任者	配水課長			
業 務 の 名 称	水道施設の維持管理業務			
業 務 の 目 的	水道施設の調査のため			
個人情報の対象者	電話及び窓口での依頼者			
業務の開始年月日	平成4年以前から			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(対象者が施設調査を依頼した時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1又は4号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届け出をするべきであったが、手続きが不要と誤認していたため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 382 号

令和元年 10 月 2 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和元年9月18日

那霸市長 宛

那霸市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有課	ハイサイ市民課 保護1課 市民税課 子育て応援課 障がい福祉課 ちやーがんじゅう課	目的外利用課 又は提供先	商工農水課
業務の名称	プレミアム付商品券事業		
利用の区分	☒ 目的外利用		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 随時		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	1. 平成31年1月1日時点で住民基本台帳に記録されている者の、氏名、生年月日、異動情報、課税情報等。 2. 平成28年4月2日以降に出生した者の氏名、生年月日、異動情報、課税情報等。 3. 平成31年1月1日時点で生活保護を受けている者の、氏名、生年月日等。 4. 平成31年1月2日から9月30日までに、生活保護が廃止又は停止となった者について、氏名、生年月日等 5. 虐待等で、施設等に入所している者の氏名、生年月日等		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (令和元年5月27日審議会答申第2号) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	プレミアム付商品券事業に関する対象者情報を確認するため		
届出担部課	商工農水課 プレミアム付商品券事業G 電話 098-951-3200		

那覇市公告第 404 号

令和元年 10 月 15 日

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 86 条第 2 項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第 6 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 認定番号

那覇市指令ま建指第 66-R01 認定 007 号

2 認定年月日

令和元年 10 月 15 日

3 対象区域等の地名地番

那覇市長田 2 丁目 574-2、582-1、583、584、585、586-2、587、588、589、
590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、
600、601、602、603、604、612、613-2、846、847、848、
870-1、900-1、902-2

4 縦覧に供する場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 9 階
那覇市役所 まちなみ共創部 建築指導課

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第16号

令 和 元 年 9 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定の申請) 第4条 給水条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第<u>1</u>による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 (1) 次条第1項第3号のイからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。 (指定の基準) 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人者又は破産者で復権を得ないもの	(指定の申請) 第4条 [略] 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第<u>一</u>による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。 3 [略] (1) 次条第1項第3号のイからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第<u>二</u>によるものとする。 (指定の基準) 第5条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ～ニ　〔略〕

ホ　法人であつて、その役員のうちに
　　イからニまでのいずれかに該当する
　　者があるもの

（指定工事業者証の交付）

第6条　管理者は、第4条第1項の指定を行つたときは、速やかに指定工事業者に那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2～3　〔略〕

4　指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権
　　を得ない者

ハ～ホ　〔略〕

ヘ　法人であつて、その役員のうちに
　　イからホまでのいずれかに該当する
　　者があるもの

（指定の更新）

第5条の2　第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5　第1項の指定の更新を受けようとする者は、第4条第2項の規定により提出しなければならないもののほか、指定給水装置工事事業者指定更新時確認票（第1号様式）を管理者に提出するものとする。

（指定工事業者証の交付）

第6条　管理者は、第4条第1項の指定又は前条第1項の指定の更新を行つたときは、速やかに指定工事業者に那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者証（第2号様式。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2～3　〔略〕

4　指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請書（第3号様式）によ

(変更等の届出) 第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。 (1)～(4) [略] 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた<u>様式第10</u>による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。 (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては<u>定款又は寄付行為及び登記簿の謄本</u>、個人にあっては住民票の写し (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている<u>様式第2</u>による第5条第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び<u>登記簿の謄本</u> 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた<u>様式第11</u>による届出書を管理者に提出しなければならない。 (指定の取消し) 第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。 (1) [略] (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。 (3)～(8) [略]	り再交付を申請することができる。 (変更等の届出) 第7条 [略] (1)～(4) [略] 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた<u>様式第10</u>による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。 (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては<u>定款及び登記事項証明書</u>、個人にあっては住民票の写し (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められた<u>様式第2</u>による第5条第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び<u>登記事項証明書</u> 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた<u>様式第11</u>による届出書を管理者に提出しなければならない。 (指定の取消し) 第8条 [略] (1) [略] (2) 第5条各号<u>のいずれかに</u>適合しなくなったとき。 (3)～(8) [略]
--	---

(指定等の公示) 第10条 次の各号に該当するときは、<u>そのつど那覇市公報に掲載して公示する。</u> (1) [略] (2)～(4) [略] (主任技術者の職務等) 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認 (4) [略] (事業の運営に関する基準) 第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 次に掲げる行為を行わないこと。 イ 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 ロ [略] (6) [略]	(指定等の公示) 第10条 次の各号に該当するときは、<u>遅滞なく那覇市公報に掲載して公示する。</u> (1) [略] (2) <u>第5条の2第1項の指定の更新をしたとき。</u> (3)～(5) [略] (主任技術者の職務等) 第11条 [略] (1)～(2) [略] (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認 (4) [略] (事業の運営に関する基準) 第13条 [略] (1)～(4) [略] (5) 次に掲げる行為を行わないこと。 イ 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 ロ [略] (6) [略] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後の欄中様式(以下「改正後様式」)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

[改正後 別記]

第1号様式(第5条の2関係)

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認票

氏名又は名称



郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 不可 ）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可 ）
休業日： 営業日： 修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： 可 不可 ）
配水管からの分岐～水道メーター（ 新設 改造 ） 水道メーター ～宅内給水装置（ 新設 改造 ）
その他（公表： 可 不可 ）

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いいたします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		工事年度
			保有している資格等※	
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）				
可 不可				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

[改正後 別記]

第2号様式(第6条関係)

那覇市上下水道局

指定給水装置工事事業者証

指定番号 第 号

事 業 者

所 在 地

代 表 者

指 定 日 年 月 日

上記の者は、那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者であることを証します。

有 効 期 限 年 月 日

年 月 日

那覇市上下水道局事業管理者

上下水道局長

〔改正後 別記〕

第3号様式（第6条関係）

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

那覇市上下水道事業管理者 宛

年 月 日

申 請 者	住 所 氏名又は名称 代 表 者 名 電 話 番 号	印
-------	-------------------------------------	---

汚損
指定給水装置工事事業者証を したので、那覇市上下水道局指定給水装置工事事
紛失

業者規程第6条第4項の規定により再交付を申請します。

那覇市上下水道局規程第17号

令 和 元 年 9 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局行政財産使用料規程（平成11年那覇市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（使用料の額） 第3条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い管理者が定める。 （1） 土地 ア [略] イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3×<u>1.08</u> （2） 建物（当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1＋当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3）×<u>1.08</u> （3） [略] 2～5 [略]	（使用料の額） 第3条 [略] （1） [略] ア [略] イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3×<u>1.1</u> （2） 建物（当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1＋当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3）×<u>1.1</u> （3） [略] 2～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の那覇市上下水道局行政財産使用料規程の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 20 号

令和元年 9 月 30 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
468	株式会社 沖尚開発	宜野湾市野嵩 1 丁目 43 番 11 号 ホール野嵩 102	照屋 彰	令和元年 9 月 27 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 25 号
令和元年 10 月 15 日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 94 条において準用する公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 23 条第 2 項の規定により、令和元年 10 月 20 日から令和元年 11 月 3 日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 松 田 義 之

縦覧の場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

監査委員告示

那覇市監査委員告示第 3 号
令和元年 9 月 25 日
掲 示 済

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 32 第 1 項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
久貝 克弘	

2 監査の事務を補助できる期間

令和元年 9 月 26 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

